

平成 30 年 3 月版

山梨県学校防災指針

## 学校の災害対策編

(学校防災管理マニュアル作成指針)

# 1 章 事前対策

(学校の災害に備えた体制づくり)

平成 30 年 3 月

山梨県教育委員会

## 目 次

<b>学校の災害対策編 1章 事前対策</b>		ページ
1 学校防災計画の策定と防災対策組織の確立	(1) 学校防災計画の作成	2
	(2) 学校での防災・災害対策組織の設置	2
	(3) 勤務時間外の学校教職員の参集体制	4
2 児童生徒等の安全確保体制	(1) 児童生徒等の安全確保のための避難計画の作成	5
	(2) 児童生徒等の帰宅方法の確認	5
	(3) 帰宅困難な児童生徒等の保護体制	6
	(4) 通学路の安全確認	6
3 連絡体制の整備	(1) 保護者等との連絡体制	7
	(2) 教職員との連絡体制	7
	(3) 教育委員会との連絡体制	8
	(4) 市町村災害対策本部への連絡体制	9
	(5) 地域自治会等との連絡体制	9
	(6) その他関係機関への連絡体制の確認	9
4 救護体制の確立	(1) 災害に備えた救護体制の確立	10
5 施設安全点検の実施	(1) 施設設備の安全対策	11
	(2) 災害用品点検	14
6 防災教育・防災研修・防災訓練の実施	(1) 児童生徒等に対する防災教育	15
	(2) 教職員に対する防災管理研修	16
	(3) 防災訓練	17
7 避難所運営計画の作成	(1) 避難所施設使用計画の策定	18
	(2) 避難所としての防災設備	19
	(3) 教職員の避難所対応体制の確認	20

# 1 学校防災計画の策定と防災対策組織の確立

## (1) 学校防災計画の作成

### 学校防災計画の作成

学校は、地域の実情を踏まえ、大震災等の災害時に備え、児童生徒等の安全確保の体制、安全指導計画、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所の支援等の運営計画について記載した防災に関する危機管理計画（以下「学校防災計画」という。）の作成をそれぞれの学校ごとに行い、災害に対する事前の備えを十分にを行うことが必要である。

今回、山梨県教育委員会で作成した「山梨県学校防災資料 学校の災害対策編（学校防災管理マニュアル作成指針）」は、県立学校についてはこの指針を参考に学校の立地条件や地域の実情を勘案した中で各学校で定める防災計画を見直すものであり、市町村（組合）立小中学校については、市町村防災計画を踏まえた中で作成された市町村（組合）教育委員会の指針に基づいて各学校の実情を勘案して各学校において作成するものである。

また、これは、あくまで標準的な指針であり、各学校の実情に応じた実効性のある学校防災計画を作成することが重要である。

### 全教職員、保護者、地域等が参加して作る学校防災計画

学校防災計画は、教職員全員で作りに上げていくだけでなく、保護者や地域住民、市町村防災担当部局も参加した中で、それぞれの役割について十分に周知、理解しながら作成していくことで、災害発生時により実効性のある学校防災計画としていくことが重要である。

また、作成された学校防災計画は、状況の変化や、教職員構成・児童生徒等とその保護者・地域住民等も変わっていくため、常に見直しと周知を続けていく必要がある。

### 学校防災計画の報告

県立学校

県立学校については、山梨県立学校管理規則により、毎年度学校の警備及び防災の計画を作成し、4月末日までに県教育委員会に報告しなければならない。

## (2) 学校での防災・災害対策組織の設置

### 学校の防災・災害対策組織の設置と役割

#### 平常時

平常時には、管理組織として校長を委員長とする「学校防災対策委員会」を設置し、平素から学校の防災体制全体について把握する。

また、「学校防災対策委員会」の下に「学校防災対策組織」を設置し、それぞれの役割に応じた各係を設け、平時より連絡手段の整備や、避難方法の確認、備品物品の管理保管などを行うことにより、地震等発生時の災害対応が円滑に機能するようにする。

#### 災害発生時

災害発生時には、平常時の「学校防災対策委員会」に替わる管理組織として校長を本部長とする「学校災害対策本部」を設置し、学校の災害対策組織が、円滑に機能するよう指揮統括する。

また、「学校災害対策本部」の下に「学校災害対策組織」を設置し、各係がそれぞれの役割に応じた対応を迅速に行い、被害を最小限にとどめるようにする。

## 学校防災・災害対策組織 (例)



### 学校の実態に合わせた組織

小規模な学校等にあつては、学校災害対策組織の各係の業務内容を災害発生直後に行わなければならないものと、その後に実施すればよいものとに整理するなどして、学校の実情に合わせた学校災害対策組織等を編成する。

### (3) 勤務時間外の学校教職員の参集体制

#### 教職員の配備体制の確立

校長は、勤務時間外に地震災害が発生した場合の教職員の配備体制を明確にし、適切に初動体制を整え、応急対策ができるようにする。

また、遠隔地に居住し、交通機関の遮断等により配備につくことが困難と予想される者について、校長は当該教育委員会と協議し、その者が居住する地区の応急対策活動に従事することができるようあらかじめ計画しておく必要がある。

#### 初動体制教職員の指名

校長は、勤務時間外に地震災害が発生した場合、直ちに参集が可能な教職員の中から初動体制教職員及び応援要員をあらかじめ指名し、地震災害発生後の応急業務が円滑に実施できるよう計画する。

係	役割	備考
初動体制教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間外に地震が発生し、勤務校が震度5弱以上のとき校長の指示に従って学校へ参集し、あらかじめ定められた応急業務に従事する</li> <li>勤務時間外に地震が発生し勤務校が震度6弱以上だったとき直ちに学校へ参集し、速やかに学校災害対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められた応急業務に従事する</li> </ul>	交通機関等が途絶した場合でも、徒歩、自転車等により直ちに参集可能な教職員の中から校長が指名する
応援要員	勤務時間外の地震災害発生に対して校長の指示に従って応急業務に従事する	初動体制教職員以外の者

#### 教職員の配備体制 (例)

	配備基準 (勤務校)	配備人員	配備の内容
第一配備	震度4	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校防災対策委員の一部 (校長・管理職等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長は、必要な学校防災対策委員と連絡を取り、被害状況を調査するとともに応急対策活動に着手する</li> <li>災害の状況により、校長の判断で配備につく</li> </ul>
第二配備	震度5弱 震度5強	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校防災対策委員(全員)</li> <li>初動体制教職員の一部 (校長の指示により参集)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できる体制を整える</li> <li>必要に応じて応急対策に着手する</li> <li>学校防災対策委員及び初動体制教職員は、校長の判断で配備につく</li> <li>状況の推移により第三配備体制につく</li> <li>被害は震度5から格段に大きくなる</li> </ul>
第三配備	震度6弱 震度6強 震度7	【全教職員参集】	<p>【学校災害対策本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初動体制教職員 直ちに配備につき所掌する応急対策活動を円滑に実施する</li> <li>応援要員 校長の指示により配備につき所掌する応急対策活動を実施する</li> <li>遠隔地に居住し、交通機関の途絶等による学校参集困難者 校長は当該教育委員会と協議し、その者が居住する地区の学校の応急対策活動に従事するよう指示する</li> </ul>

## 2 児童生徒等の安全確保体制

### (1) 児童生徒等の安全確保のための避難計画の作成

#### 災害発生時別の避難計画の作成

校長は、児童生徒等の安全を確保するための避難計画を作成する。避難計画は、安全確保の上で配慮すべき学校の地理的状況等を踏まえ、登校時、授業中、休憩時、放課後、下校時、校外指導時、学校の管理下にある夜間・休日等に地震等による災害が発生した場合をそれぞれ想定して作成する。

それぞれの事例における行動マニュアル(例)は、【3章 災害発生直後対応の2 地震災害発生時別の児童生徒等の安全確保】に記載してあるため、これらを参考にして、各学校の実情に応じた避難計画を作成する。

避難経路については、経路の安全確認や表示板などの設置とともに、児童生徒等への周知を徹底させる。

また、地震発生後の校内での出火や、学校周辺での火災や土砂災害・地盤の液状化などの二次災害の発生について、市町村の防災部局とも相談の上で、これらの被害の想定を踏まえた上での避難計画を作成する必要がある。

#### 校外活動を実施する場合における避難計画を含めた活動計画の作成

校外活動を実施する場合は、事前に経路、交通機関、宿舎等の状況並びに避難場所、避難経路等を十分に把握し、災害発生時に児童生徒等の安全確保が適切になされるよう避難計画を含めて計画する。

校外指導時の災害発生を想定し、携帯電話や携帯ラジオ等の利用も含めた連絡体制をあらかじめ用意する。

#### 避難場所の設定

避難場所の設定にあたり、あらかじめ定めておいた避難場所が被害を受けた例もあることから、あらゆるケースを想定し、地域の防災担当者や専門家等から指導、助言を受け、複数の安全な避難場所を選定する。

### (2) 児童生徒等の帰宅方法の確認

#### 児童生徒等の帰宅方法の確認

・校長は、災害時における児童生徒等の帰宅方法について保護者とも相談の上、災害の大きさ別の引渡しの判断や帰宅方法、連絡体制についてのルールを児童生徒等それぞれにあらかじめ定めておき、児童生徒等や保護者に対して、周知徹底することが重要である。

・安全が確認された場合の帰宅方法の確認(例)

「小学校」：保護者等への引渡し

「中学校」：教職員の引率による集団下校などや保護者等への引渡し

「高等学校」：グループ下校等、生徒の状況、地域の実情に応じた安全かつ確実な方法を定めておく。

「特別支援学校」：保護者への引渡しを原則とする。

#### 緊急時連絡(引渡し)カードの作成

学校では次頁の「緊急時連絡(引渡し)カード」等を作成し、児童生徒等の帰宅方法や保護者との連絡手段について、あらかじめ確認しておくとともに、家庭、学校、本人が内容を共有する必要がある。

また、電話が使用できない時の連絡方法についても事前に確認しておく必要があるとともに、登下校時の避難場所についても家庭、学校、本人が事前に共有しておく必要がある。

緊急時連絡(引渡し)カードについては、個人情報が含まれるため、保管・管理について明確にしておくとともに、災害発生時には重要なものになるため、持ち出し方法についても明確にしておく。

### 緊急時連絡（引渡し）カード（例）

個人情報に配慮すること

緊急時連絡(引渡し)カード		学校名	学年	組	番
引渡し場所		学校・避難場所（ ）			
事前記入欄	地区：	年 月 日生（ 歳）		血液型	型
	ふりがな 本人氏名	男・女	住所 電話		
	ふりがな 保護者氏名	.....	緊急連絡先.....電話 メールアドレス（ ） 緊急連絡先.....電話 メールアドレス（ ）		
	その他連絡先	氏名 本人との関係	緊急連絡先		
	在校兄弟姉妹	氏名 氏名	年 組 年 組	特記事項	
引渡し時記入欄	引受人氏名	連絡先	続柄	署名	備考
	.....	.....	.....	.....	.....
	担当教職員	特記事項（避難先）			
	引渡し日時	平成 年 月 日（ ）	時 分		

### (3) 帰宅困難な児童生徒等の保護体制

#### 帰宅困難な児童生徒等に対する保護体制の整備

震災などにより、交通手段や通信手段が遮断された場合、帰宅が困難な児童生徒等が多く生じる可能性がある。このような場合に備え、児童生徒等を学校内で保護するための組織や設備等の体制を事前に整備する。

また、学校施設を使う場合の優先順位等もあらかじめ決めておく必要がある。

#### 帰宅困難な児童生徒等に対する食糧等の確保

学校は、教育委員会等と協議し、学校において児童生徒等が数日間生活できるよう食糧、飲料水、寝具等必要な物品をはじめとして発電機、非常用照明器具、暖房器具等を事前に確保しておく必要がある。

必要な災害用品の一覧表は【5-(2)-（災害用品点検表）】に記載してある。

### (4) 通学路の安全確認

#### 小学校・中学校・特別支援学校における通学路の安全確認

小学校

中学校

特別支援学校

小学校・中学校・特別支援学校は、登下校時に災害が発生した場合に備え、児童生徒等の通学路の安全性を定期的に点検する。特に、通学路の危険箇所を洗い直し、ブロック塀の多いところ、落下しそうな看板の把握などを行う。

また、災害用図上訓練 DIG【Disaster（災害）Imagination（想像）Game（ゲーム）】などを児童生徒等と共に実施し、通学路の危険箇所や、避難場所への安全な経路の確認、また地域で必要な防災対策についての認識を深めていくことなども重要である。

#### 高等学校における通学路の安全確認

高等学校

高等学校では、生徒に対して、災害時における通学路の安全性や登下校時の避難方法について、保護者と相談・検討させる。その際、通学路の近くにある広域避難場所、避難所を確認させる。

### 3 連絡体制の整備

#### (1) 保護者等との連絡体制

##### 緊急時連絡先（引渡し）カード等による個別連絡先の確認

災害発生時に児童生徒等の安否を迅速に確認すること及び各家庭と連絡を取り合う方法をあらかじめ定めておく必要がある。各家庭と時間帯別の連絡先や連絡方法などを、「緊急時連絡（引渡し）カード」[2-(2)-の表]等によりあらかじめ個別に確認しておく必要がある。

なお、各学校においては緊急連絡メール等を活用しているところではあるが、「緊急時連絡（引渡し）カード」の作成にあたっては、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先について把握するほか、より確実に連絡がとれるように工夫する必要がある。

##### 通信手段の途絶を想定した連絡体制の整備

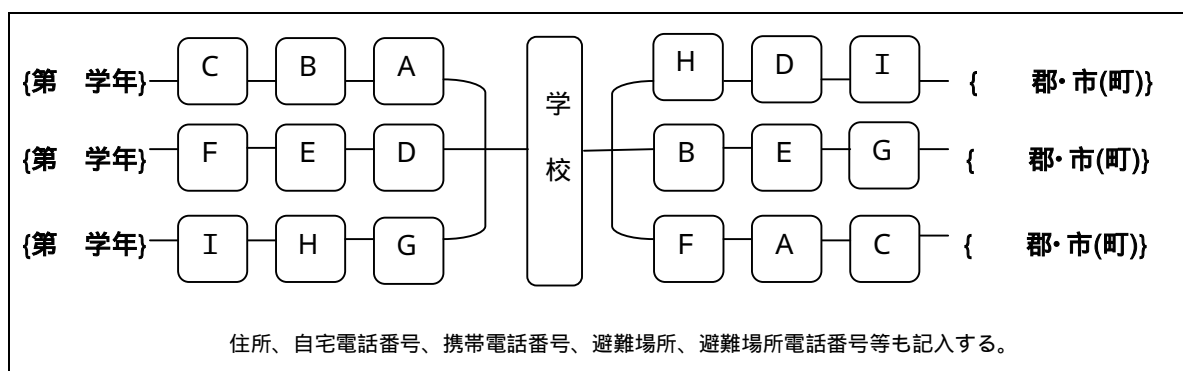
大災害発生時の、通信手段の途絶等を想定する中で、学校掲示板による掲示や、PTA等と連携した情報収集及びメール、学校のwebページによる情報発信、災害用伝言ダイヤル等を活用した連絡体制についても整備しておくとともに、児童生徒等の居住地の避難場所及び避難所を把握しておき、災害発生後に児童生徒等の安否確認が迅速にできるよう計画する。

#### (2) 教職員との連絡体制

##### 連絡体制の整備

遠隔地から通勤する職員が多い県立学校等においては、学年所属グループなどによる一般的な連絡網とは別に、比較的居住地に近い教職員同士のグループによる連絡網を次の表に示す例のように整備しておき、緊急時には相互に安否確認を行い学校へ報告できるようにしておく必要がある。

##### 教職員の連絡網（例）





### (3)教育委員会との連絡体制

#### 市町村（組合）立学校における教育委員会への報告

市町村（組合）立学校

##### 人的被害の報告

各市町村(組合)立学校は、管轄する市町村(組合)教育委員会への人的被害状況の報告体制を確立しておく。  
各市町村（組合）教育委員会では、「3章 災害発生直後対応の 5 - (2) - 教育委員会へ被害状況の報告様式【様式1】」に被害状況の写しを添えて各教育事務所に報告する。

なお、大災害発生直後には、電話・FAX・メール等の通信手段が途絶することもある。

これらの事態を想定した中で、市町村(組合)教育委員会や各教育事務所への連絡については、学校と県・市町村担当者で互いに確認の上、通信手段が途絶した場合の情報伝達手段を確立しておく必要がある。

各教育事務所は、とりまとめた被害状況報告を県教育庁義務教育課に報告し、義務教育課は県教育庁総務課にとりまとめたものを報告する。

##### 学校施設被害の報告

各市町村(組合)立学校は、管轄する市町村(組合)教育委員会への施設被害状況の報告体制を確立しておく。  
各市町村(組合)教育委員会では、「3章 災害発生直後対応の 5 - (2) - 県教育庁学校施設課への学校施設被害の報告様式【様式2】」により、県教育庁学校施設課に報告する。

学校施設課は、文部科学省に被害状況を報告する。

#### 県立学校における教育委員会への報告

県立学校

##### 人的被害・学校施設被害の報告

県立学校については、人的被害、学校施設被害の状況について県立高等学校は教育庁高校教育課へ、県立特別支援学校は教育庁高校改革・特別支援教育課へ報告する。

報告は、県立学校教育委員会報告連絡システム【以芯伝信】を利用する。

【以芯伝信】が利用できないときは、「3章 災害発生直後対応の 5 - (2) - 教育委員会へ被害状況の報告様式【様式1】」に被害状況を記入し、県立高等学校は教育庁高校教育課へ、県立特別支援学校は教育庁高校改革・特別支援教育課へ報告する。

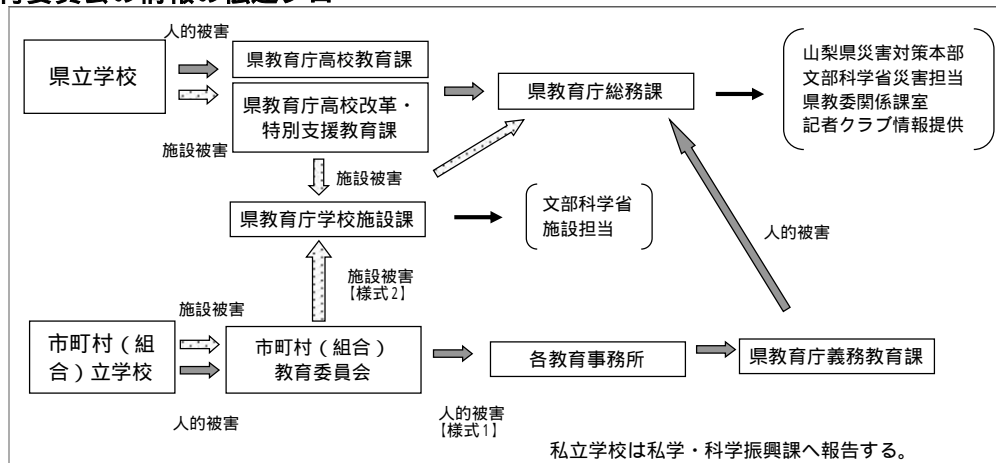
また、平成24年3月に県教育委員会事務局および県立学校に導入した【災害時用PHS電話】も利用する。

（【災害時用PHS電話】の利用方法については、高校教育課より別途通知してあります。）

なお、大災害発生直後には、これらの通信手段も途絶することもある。

この場合、最寄りの市町村役場や県合同庁舎などに設置してある防災電話を利用して県教育委員会と連絡する方法もあるので、事前に市町村役場や県合同庁舎の担当者と防災電話の利用について確認しておくこと。

#### 教育委員会の情報の伝達フロー



## 県教育委員会関係課 連絡先

	電 話	防災電話	F A X
山梨県教育庁 総務課	055-223-1741	9-200-8051	055-223-1744
山梨県教育庁 学校施設課	055-223-1760	9-200-8252	055-223-1754
山梨県教育庁 義務教育課	055-223-1755	9-200-8201	055-223-1759
山梨県教育庁 高校教育課	055-223-1769	9-200-8301	055-223-1768
山梨県教育庁 高校改革・特別支援教育課	055-223-1752	9-200-8310	055-223-1768
山梨県教育庁 スポーツ健康課	055-223-1780	9-200-8401	055-223-1786

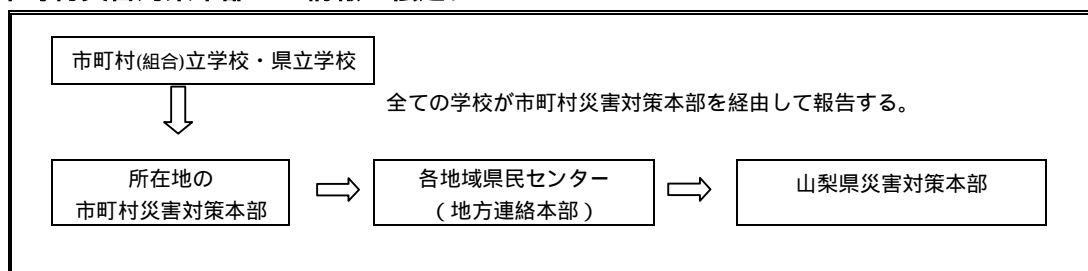
## (4)市町村災害対策本部への連絡体制

### 市町村災害対策本部への報告方法の確認

学校は、教育委員会への報告の他に、学校所在地の市町村災害対策本部へ被害状況を報告する。

報告は、各市町村の地域防災計画に示された様式に従って行うため、その対応手順と連絡体制をあらかじめ確認しておく必要がある。

### 市町村災害対策本部への情報の伝達フロー



## (5)地域自治会等との連絡体制

地震等災害発生時には、地域自治会等との協力・連携が不可欠のものとなる。このため、地域自治会自主防災組織や、地域安全委員会等との連絡体制について明確にした上で、地域住民の避難対応、避難所としての対応などについて、事前に協議しておく必要がある。

## (6)その他関係機関への連絡体制の確認

その他、警察署・消防署・保健所・医療機関・校医等など、学校と関係する地域や公共機関との連絡体制をあらかじめ確認し、災害発生時には迅速に連絡を行える体制を築いておく必要がある。

### 関係機関への連絡及びその内容

機 関 名	連 絡 内 容
警察署	通学路の安全確保、避難所の治安維持等
消防署	救急救命の要請、火災発生報告、消火要請、水利状況、救出要請
保健所	衛生状況の報告、衛生管理の要請等
医療機関・校医	医師派遣要請、負傷者受入要請
公共交通機関	電車、バス等の運行状況
協力する隣接の学校等	学校教職員・児童生徒等の協力
地域のNPO等	ボランティア要請等
報道機関・民間企業	必要な情報収集・情報提供

## 4 救護体制の確立

### (1) 災害に備えた救護体制の確立

#### 救急用具及び医薬品等の整備

応急救護に必要な救急用具及び医薬品等については、普段から整備と点検が必要である。  
また、不足している救急用具及び医薬品等については、教育委員会と協議し、整備する。

#### 応急救護に必要な救急用具及び医薬品等 (例)

救急用具	絆創膏 三角巾 滅菌ガーゼ 伸縮包帯 脱脂綿 精製水 生理食塩水 シーネ・副木 使い捨て手袋 AED 担架 血圧計 体温計 ハサミ ピンセット 毛抜き 眼帯 綿棒 瞬間冷却剤 使い捨てカイロ 毛布 タオル ティッシュペーパー ゴム手袋 石鹸 生理用品 等
医薬品	外傷用消毒薬 感染防止用消毒薬 (塩化ベンザルコニウム液・次亜塩素酸ナトリウム液・消毒用エタノール・・・等)

#### 配慮が必要な児童生徒等の把握と対応

- ・疾病等のある児童生徒等が常用する服用薬等については、保護者が確保するよう平素から要請しておく。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒等については、非常用電源や消耗品の確認など、事前に保護者と協議を行っておく。
- ・食物アレルギーのある児童生徒等の対応については、事前に保護者と協議を行っておく。

#### 児童生徒等医療個人情報一覧表の整備

災害発生時には、長期間にわたって、児童生徒等を学校に保護する場合を想定し、「保健調査票」「学校生活管理指導表」等の医療個人情報を持ち出すこととなるが、児童生徒数が多い学校などでは、災害発生時に保健カードの持ち出しが困難な場合も想定される。

そのような場合、次の例のように各人の医療上必要な個人情報を整理し、災害発生時には一覧表(例)を持ち出し、対応できるようにする。

児童生徒等医療個人情報一覧表 (例)							学校
学年・組	番号	氏名	血液型	病名	服薬名等	主治医名 電話番号	備考

対象例

- ・心臓病、腎臓病等の常に生活管理が必要な児童生徒等
- ・緊急薬の処方を受けている児童生徒等
- ・医療的ケアが必要な児童生徒等
- ・精神的心理的に配慮が必要な児童生徒等
- ・食事等に配慮が必要な児童生徒等

#### 医療機関及び学校医との連携

常に医療機関及び学校医との連携を図るとともに、常用薬が最寄りの医療機関でも調達できるようあらかじめ確認しておく。

#### 応急救護の実践的技能の習得

平素から、教職員及び生徒が応急救護の実践的な技術を身に付けられるよう計画するとともに、生徒が応急救護の補助的な役割を担えるよう防災教育の充実を図る。

#### 「心のケア」のための体制づくり

児童生徒等が災害等に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、児童生徒等の心のケアが重要な課題となる。

このため、学級担任や養護教諭や教育相談係、また、スクールカウンセラーや総合教育センターなどとも連携する中で、組織的に支援にあたることのできるような体制づくりと校内研修を進める必要がある。

## 5 施設安全点検の実施

### (1) 施設設備の安全対策

#### 安全対策の必要性

学校施設は、児童生徒等の学習、活動の場であると同時に、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

#### 法令等に基づく施設設備の点検

##### ア 建築基準法に基づく定期点検

建築基準法第12条に基づき、定期的に建築物及び建築設備について建築士等の資格者による劣化・損傷の状況、防火・避難に係る施設の維持・保全の状況等について、点検を実施し、異常箇所については速やかに修繕を実施する。

##### イ 学校保健安全法に基づく安全点検

学校保健安全法第27条に基づき、每学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について点検を実施する。また、必要に応じて臨時的にも実施する。

##### ウ その他法令等に基づく点検

消防法に基づく消防用設備等の定期点検、建築基準法及び昇降機の維持及び運行の管理に関する指針に基づく昇降機の定期検査等、各学校の施設設備等の状況に応じ、法令等に基づく点検を実施し、必要に応じて修繕を実施する。

#### 非構造部材の点検

東日本大震災をはじめとした過去の大規模な地震では、天井材や照明器具の落下、家具の転倒、外壁の損傷などいわゆる「非構造部材」の被害が発生していることから、学校設置者が点検方法や点検時期等を定め、学校職員及び学校設置者、また必要に応じて学校設置者が専門家と相談しながら、点検を実施する。

なお、点検にあたっては、H22年3月に文部科学省で作成、H27.3月に改訂した【学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）】を参照しながら行う。

【学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）】については、以下の文部科学省ホームページにおいても閲覧が可能である。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

#### （学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックから）

点 検 時 期	日常	学校において日常的に実施する「安全点検」の一環として実施
	定期	各学校設置者及び学校の状況を踏まえ、点検項目に応じて期間を定め、計画的に実施 ・経年による異常、不具合等について確認 ・建築基準法に基づく定期調査等の時期を考慮して実施することが有効 ・近々に以下の「一斉」点検を実施する場合は、「一斉」点検時に合わせて実施することにより効率化が図れる。
	地震発生後	・小さな破片の落下やひび割れ等の異状・不具合の有無を確認する。脱落まで至っていない場合も、次の地震（余震を含む）時に脱落等の被害が発生する可能性がある。 ・地震により生じた異状は「日常」や「定期」の点検で確認した状態との比較により判明する場合があるので、災害前の点検はチェックリストや必要に応じてデジタルカメラ等を利用して、綿密にチェックしておく必要がある。
	一斉	・安全性に関する新たな知見が示された場合など、随時実施 ・近年点検を実施していない場合は可能な限り早期に実施
点検項目、点検方法等	学校職員及び学校設置者それぞれが実施する点検項目、点検方法等については、【学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック】を参照のうえ実施する。	

点検チェックリスト（学校用） 次ページのとおり 別紙に差し替え済

# 点検チェックリスト(学校用)

<点検結果> A : 異常は認められない、または対策済み  
 B : 異常かどうか判断がつかない、わからない  
 C : 異常が認められる

点検日	通し番号		
記入者名			
点検箇所 (該当に○)	棟名		階
	屋内運動場 普通教室 特別教室 廊下 昇降口 外部 その他		
室名			

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常 箇所・状態等)				
				脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質						
				ず 垂 れ て い る	ぶ ら 下 が っ て い る	ガ タ つ て い る	曲 が っ て い る	ゆ が ん で い る			た わ い で い る	回 ん で い る	膨 ら が ん で い る	剥 が れ て い る
<b>I. 天井</b>														
①	天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	劣化	25							A・B・C				
<b>II. 照明器具</b>														
①	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	劣化	25							A・B・C				
<b>III. 窓・ガラス</b>														
①	ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	26							A・B・C				
②	窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常がないか。	劣化	26							A・B・C				
③	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	使い方	27							A・B・C				
④	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	使い方	27							A・B・C				
⑤	教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	劣化	27							A・B・C				
<b>IV. 外壁(外装材)</b>														
①	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	28							A・B・C				
<b>V. 内壁(内装材)</b>														
①	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	28							A・B・C				
<b>VI. 設備機器</b>														
①	放送機器・体育器具 本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか。	劣化	29							A・B・C				
②	空調室外機 空調室外機は傾いていないか。	劣化	29							A・B・C				
<b>VII. テレビなど</b>														
①	天吊りテレビ テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	耐震性	30							A・B・C				
②	棚置きテレビ・パソコン等 テレビ・パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか。	耐震性	30							A・B・C				
③	キャスター付きのテレビ台など テレビ台や電子黒板、キャスター付きの台などの移動・転倒防止対策を講じているか。	耐震性	31							A・B・C				
<b>VIII. 収納棚など</b>														

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)	
				脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質			
				ず れ て い る	ぶ ら ち が た が つ て い る	曲 が っ て い る	ゆ が ん で い る	傾 い ん で い る			凹 み が あ る
①	棚・ロッカーなど 書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	耐震性	31							A・B・C	
②	棚の積載物 棚の上に重量物を置いていないか。	使い方	32							A・B・C	
③	薬品棚の収納物 薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	使い方	32							A・B・C	
Ⅸ. ピアノなど											
①	ピアノなど ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか。	耐震性	33							A・B・C	
Ⅹ. エキスパンション・ジョイント											
①	エキスパンション・ジョイントのカバー材 エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか。	劣化	34							A・B・C	
②	エキスパンション・ジョイント及びその周辺 エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	使い方	34							A・B・C	
※点検項目を追加する場合は以下の欄を活用してください。											

## (2) 災害用品点検

### 災害用品の点検

災害時に的確に対応するため、学校災害対策本部の各担当者は、災害用品等を所定の場所に保管するとともに、定期的に点検し、その保管場所及び災害用品の使用方法について誰でも分かるよう明示しておく。

なお、数量等については、学校の規模や立地条件等、状況を考慮し、学校ごとに適正な数量とする。

### 災害用品点検表(例)

年度	点検場所	全体管理責任者氏名		印						
		点検者氏名		印						
分類	非常用備品	管理場所	数	管理責任者名	点検月日・結果 ( ・ × )					特記事項
					/	/	/	/	/	
救急	医薬品(救急箱)	保健室 職員室								
	担架	保健室 職員室								
	AED	AED 設置場所								
	担架	保健室								
情報	携帯ラジオ	職員室								
	携帯ワケゲテレビ	職員室								
	携帯拡声器	職員室								
	非常用無線機 トランシーバー	職員室								
食糧	非常食	防災倉庫								
	飲料水	防災倉庫								
	飲料水浄化装置	防災倉庫								
消火・救助等用具	消火器	各設置場所								
	バケツ	各設置場所								
	ロープ	防災倉庫								
	バール	防災倉庫								
	重量ジャッキ	防災倉庫								
	ハンマー	防災倉庫								
	のこぎり	防災倉庫								
	一輪車	防災倉庫								
	スコップ	防災倉庫								
	はしご	防災倉庫								
	軍手	防災倉庫								
	ヘルメット	各教室								
照明器具等	非常用照明	防災倉庫								
	発電機	防災倉庫								
	懐中電灯	職員室								
生活用具等	毛布	防災倉庫								
	テント	防災倉庫								
	ビニールシート	防災倉庫								
文具・雑貨	掲示、印刷用紙	職員室								
	マジック	職員室								
	ガムテープ	職員室								
	乾電池	職員室								
	他									

## 6 防災教育・防災研修・防災訓練の実施

防災教育等の詳細については、「防災教育指導編」に掲載

### (1) 児童生徒等に対する防災教育

#### 防災教育の在り方

防災教育は、安全教育の一環として行われるものである。安全教育は、児童生徒等が安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けることができるようにすること、すなわち、自他の危険予測・危険回避の能力を身に付けることができるようにする観点から、発達の段階を踏まえつつ、学校の教育活動全体で取り組むことが重要である。

また、適切な判断や行動を取ることができ、また、災害における心身のダメージを最小限にとどめるためには、事前に災害時における心身のストレスをセルフコントロールできる力を身に付ける取組が必要である。

#### 防災教育の目標

- ① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める **自助**
  - ・ 周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くために「主体的に行動する態度」の育成
  - ・ 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導充実
- ② 支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める **共助・公助**

#### 防災教育の内容

- ① 災害図上訓練（DIG）や避難所運営訓練（HUG）など実践的態度や姿勢を育む活動
- ② 緊急地震速報を活用するなど、科学技術を活用した防災対策
- ③ 自然災害を想定した防災訓練
- ④ 自然現象及び自然災害発生メカニズム（地震、台風、土砂災害、洪水、液状化等）の理解（or についての学習）
- ⑤ 過去の自然災害の把握（or についての学習）
- ⑥ 自然災害と被害想定（人的、物的被害、ライフラインの影響等）及び防災体制
- ⑦ 応急救護の実践的学習
- ⑧ 防災ボランティア活動
- ⑨ 災害時及び災害後の心のケア



## (2)教職員に対する防災管理研修

### 教職員に対する防災管理研修の必要性

教職員が災害発生時における児童生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人一人の的確な判断と機敏な行動力が求められており、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにすることが必要である。

従って、教職員の防災管理意識と使命感、防災管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急救護能力などを高めるなど、教職員の防災管理及び組織活動の充実・徹底を図るための研修を充実する必要がある。

### 校内研修の実施

学校では、地震防災に関する研修を位置付け、研修の内容、方法、実施時期を明確にして実施する。

### 全教職員に対する防災計画の周知の徹底

教職員の防災思想ないし、意識の高揚と防災知識の向上を図るため、日常的個別指導とともに、防災計画の策定には、全教職員が参加するようにし、計画内容について全教職員に周知徹底し、災害発生時に迅速に対応することは非常に重要なことである。

### 教育委員会が実施する研修

#### ア 初任者、経年、管理職の研修

初任者、経年、管理職研修の内容に、安全教育を取り入れ、安全教育の基本的事項や、学校で災害が発生した時の対応の在り方、災害時の心のケア等について研修する。

#### イ 学校防災管理者、防災リーダーの研修

災害が発生した場合を想定しながら、学校の管理的な立場から、学校全体の危機管理について研修する。

学校防災管理者や 防災リーダーは、災害発生時の状況を的確に判断し、児童生徒等の安全確保のために適切な指示や支援をすることが求められる。そのための必要な知識や技能を身に付けるために研修する。

#### ウ 応急救護講習会等

災害発生時における、心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）、包帯法、止血法、緊急時の対応の仕方について実践的に研修する。

#### エ 安全教育・交通安全指導者講習会等

安全担当教職員が、より一層その専門的知識や資質の向上を図るために研修する。

### (3)防災訓練

#### 防災訓練の目的

東日本大震災では、日頃の防災訓練のおかげで児童生徒等の命が救われたという報道がされている。

防災訓練は、災害発生時に児童生徒等が自分の身を守りながら安全に避難することができたり、災害時の対応の在り方を実践的に身に付けたりするためのものである。

また、自らの命を守ると同時に、要支援者に対する支援活動に協力していくなどの実践的な内容を加味して指導していくことが必要である。

特に障害のある児童生徒等については、障害の種類及び程度に応じて保護者等との連携を図りながら指導していくことが重要である。

#### 防災訓練の計画的実施

学校は、防災計画に基づいて、迅速かつ的確に対策措置を講じなければならない。

地震災害等の自然災害は広域的かつ大規模な被害をもたらす、児童生徒等の不安や動揺は高まり、想像以上の混乱が予想される。このため、児童生徒等がいざという時に慌てないために、実施する時間や児童生徒等のいる場所、活動状況等を組み合わせるなど、平常時からあらゆる状況を想定した訓練を計画的に繰り返し行い、地震災害等発生時の行動を身体で覚えるよう指導していく必要がある。

また、自ら行動し、危険を回避する術を体得するため、緊急地震速報受信システムの整備が促進される中で、これを用いた防災訓練などについても検討していく必要がある。

また、災害図上訓練 DIG【Disaster（災害）Imagination（想像）Game（ゲーム）】などを児童生徒等と共に実施し、通学路の危険箇所や、避難場所への安全な経路の確認、また地域で必要な防災対策についての認識を深めていくことなども重要である。

#### 家庭や地域住民、関係機関と連携した訓練の実施

学校では、様々な状況を想定した中で、家庭や地域住民、関係機関と協力しながら訓練を実施していくことは、理解を得ることにもつながり、重要である。

学校管理下外に災害に遭った場合を想定し、保護者等との連携を図りながら、地域における避難場所等について理解させるとともに、発達段階に応じた避難場所等における役割等についても指導し、体験的に学ぶ機会を設けることが必要である。

また、保護者へも学校や通学路における避難場所について周知を行ったり、救助方法などについても訓練を行っていく必要がある。

## 7 避難所運営計画の作成

地震災害発生時において、教職員が最も優先しなければならないことは、児童生徒等の安全確保であり、次に学校の教育機能の維持及び教育活動の再開への対応である。

しかし、災害発生時、学校には、避難所の指定の有無にかかわらず、多数の地域住民が避難して来ることが予想される。

本来的には、避難所の管理・運営は当該市町村の行政職員が従事すべきものであり、地域の自治会、自主防災組織が運営の中心となるべきものであるが、災害発生直後には緊急避難的措置として、当該市町村の避難所担当行政職員の避難所運営業務に教職員が支援にあたる等、重要な役割を担うこととなる。

学校が地域住民の応急避難所としての役割を担っていくためには、あらかじめ県・市町村教育委員会と防災担当部局との間で、互いの役割を明確にしておく必要がある。

また、避難所の指定のない学校においても、多数の地域住民が避難してきた場合を想定した対応計画をあらかじめ作成しておく必要がある。

### (1) 避難所施設使用計画の策定

#### 施設使用計画

校長は教育委員会と十分協議し、自校の施設使用計画を作成する。

具体的には

- ・ 避難所として使用する際、短期間の場合、長期化した場合、それぞれに応じた学校施設の利用計画
- ・ 避難所の運営、避難所について求められる諸機能の整備と維持、管理
- ・ 備蓄物資や支援物資の確保と管理
- ・ 教職員の職務分担、避難所業務に従事する期間などである。

児童生徒等、保護者の安否確認やケア、支援など、最も基本となる業務を、学校教職員が行うことができるよう配慮する必要がある。

#### 避難所使用除外施設

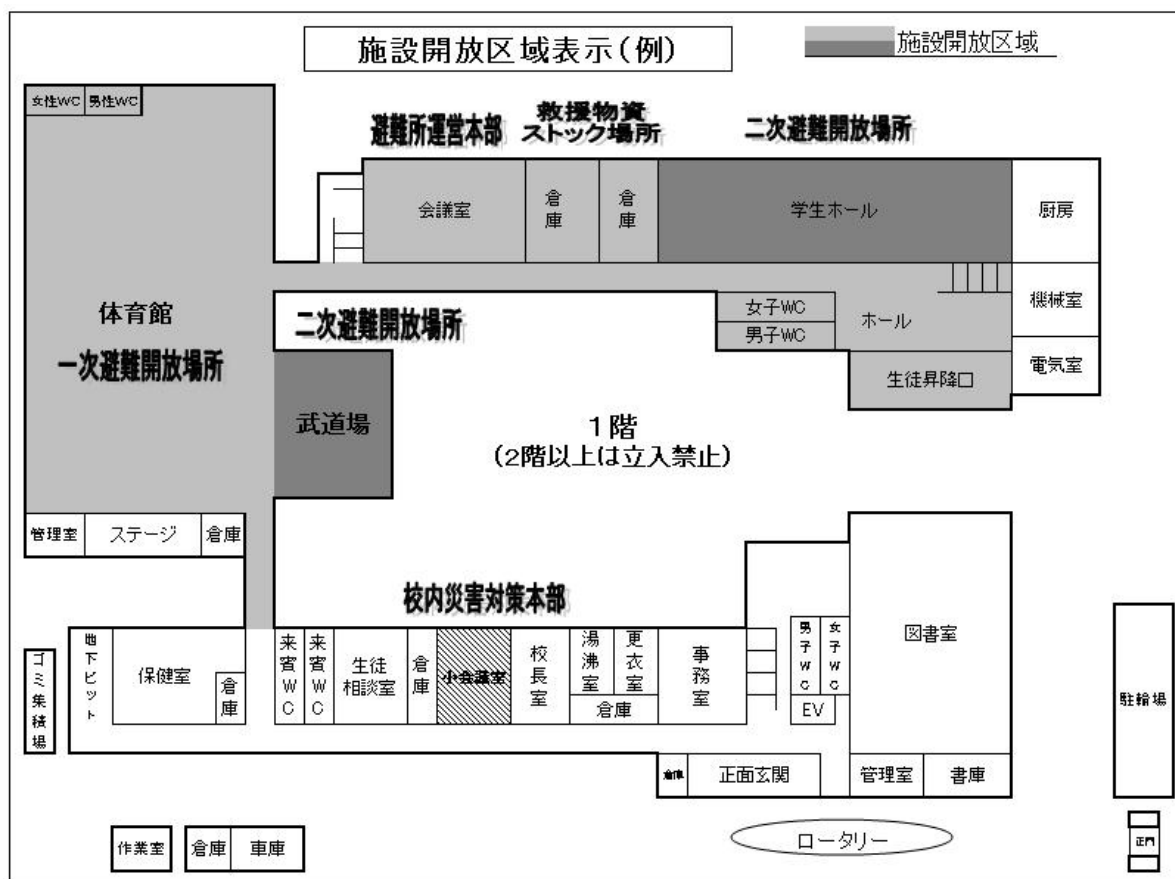
避難所としての施設使用計画を策定するにあたっては、次の施設は避難所として使用する施設から除外するなど配慮した上で、避難所として使用する際の優先順位を明確にしておく必要がある。

- ・ 教育活動のスペースとして最小限必要な普通教室
- ・ 管理スペースとしての校長室・職員室
- ・ 医療活動のスペースとしての保健室等  
(保健室は、避難所の医療活動スペースとしての活用が想定される。その場合は、学校再開時に保健室を別におく)
- ・ 機器・化学薬品等がある特別教室
- ・ その他学校運営に必要とする最小限の施設

## 施設開放区域の周知

学校は、教育委員会と協議し、避難所として使用できる施設の範囲を地域住民並びに地域自主防災組織に事前に十分周知徹底していく。例えば、学校の避難訓練時に地域住民を招いて開放区域を案内するなど、検討していく必要がある。

## 施設開放区域表示 (例)



## (2) 避難所としての防災設備

### 学校の避難所としての防災設備

学校の防災設備等の整備については、その機能を最大限発揮できるよう、非常用通信情報機器、飲料・生活用水の供給源としてのプールの浄水装置、耐震性貯水槽、非常用備品等の備蓄倉庫、耐震性に優れた給食施設、体育館等の暖房装置、自家発電装置の設置、バリアフリー化等について対応していく。

この場合、市町村の防災担当課等と、管理場所の提供や、備蓄物資の内容、管理方法等について十分協議しておく必要がある。

### 避難所としての防災備蓄物資

避難所として十分な機能を発揮するため、市町村が主体となって整備する（P13(2)火災用品点検災害用品点検表(例)の「非常用備品」参照）。

(例)

種別	品名	種別	品名
食糧	乾パン 缶詰 サバイバルフーズ アルファ化米 粉ミルク ミネラルウォーター	給水給食資機材	給水コップ 給食カップ ほ乳びん 濾過器 ポリ容器 バケツ
生活必需品	毛布 紙おむつ(乳幼児用) 紙おむつ(成人用) 生理用品 肌着(乳幼児～成人用) トイレットペーパー パスタオル(乳幼児～成人用) 食品用ラップフィルム	電気資機材	発電機 投光器 ラジオ 懐中電灯 ガソリン(缶入り、発電機用) 通信機器
収容機材	簡易トイレ 断熱保温用敷物	救護用品	救急用具 ・処置用材料(絆創膏 三角巾 滅菌ガーゼ 伸縮包帯 脱脂綿 等) ・処置用器具(AED 担架 血圧計 体温計 ハサミ 等) 医薬品 等
			救出・救助用具・他

### (3) 教職員の避難所対応体制の確認

#### 災害発生直後における教職員の避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、当該市町村の行政職員が従事するべきものである。しかし災害発生直後には緊急避難的措置として、当該市町村の避難所担当行政職員の避難所運営業務に教職員が支援にあたる等、重要な役割を担うこととなる。

この場合、校長は、自校の避難所支援係を中心とした地震防災組織を、地域住民による自主防災組織など避難所運営組織と連携させることにより、避難所運営組織の避難所運営及び管理活動が円滑に機能するよう、対応体制を構築しておき、地域自治体と打ち合わせながら訓練を行っていく。